

令和 7 年度水上村特産品等資源調査業務委託仕様書

1. 委託番号

R 7 委託第 1 号

2. 委託業務名

令和 7 年度水上村特産品等資源調査業務委託

3. 業務の目的

水上村産業推進協議会では、地域特産品である水稻、イチゴ、栗、キクラゲ、桑等を中心とした地域資源を利用し地域の活性化を図るために、山村活性化支援交付金を活用し資源調査業務委託を実施する。地域特産品を主要な原料に用いた加工品等を開発やニーズ調査を行い、村内事業者の所得向上を目的とする。

4. 履行期間

契約締結日から令和 8 年(2026 年)年 3 月 1 9 日

5. 委託費上限額

3, 3 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 委託内容

(1) 村内資源基礎調査

本業務の基礎となる特産品地域資源調査

① 特産品の賦存量調査

② 現状の利用形態調査

(2) 流通市場調査

地域資源の販売、加工販売に向けた流通調査

① 市場ニーズ調査（品目、価格、地域等）

② びふれす広場外販調査

③ 流通、販売ルートの調査・検討

(3) 販売戦略づくり

村内資源基礎調査に基づく販売戦略づくり

① 関係者による協議、戦略の意識付け

② P R 事業の提案

③ 開発候補品目の選定及びターゲット毎の検討・提案

(4) その他

その他、業務の成果を高めるための取組

7. 著作権の帰属

本業務の成果品に係る著作権については、水上村産業推進協議会に帰属するものとする

る。

8. 本業務における留意事項

(1) 業務実施体制等の届出

受託者は、契約後速やかに業務履行のための実施体制を整え、次の事項について、書面により届出を行い、水上村産業推進協議会の承諾を得るものとする。

- ①業務主任担当者等の届出
- ②業務工程表
- ③その他契約に係る必要書類

(2) 打合せ協議及び記録

打合せや協議事項について、記録を作成し、相互に確認を行う。

(3) 検査

受託者は、本業務について検査を受けるにあたり、成果品を整備し、水上村産業推進協議会の確認を受けなければならない。

(4) 業務委託料の支払い

本業務の委託料として、令和7年度水上村特産品等資源調査業務委託契約書に掲げる契約金額を受託者に支払うものとする。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務に関して水上村産業推進協議会から提示された資料や情報を本業務以外に使用してはならない。また、業務履行上知り得た情報等について、他に漏らしてはならない。

(6) その他

- ① 受託者は、業務履行に際し、担当職員と連絡調整を行い、十分な打合せの上で本業務の目標を達成しなければならない。
- ② 本業務に必要な資料等について、提供協力依頼があったときは無償で貸与する。
- ③ 本業務の進行状況について、水上村産業推進協議会から求められた場合、報告する義務を有する。
- ④ 本業務の実施に当たり、本誌要所に明確なき事項及び疑義が生じたときは、水上村産業推進協議会と受託者で協議のうえ業務を遂行する。